

傷害発生時の事務手続き

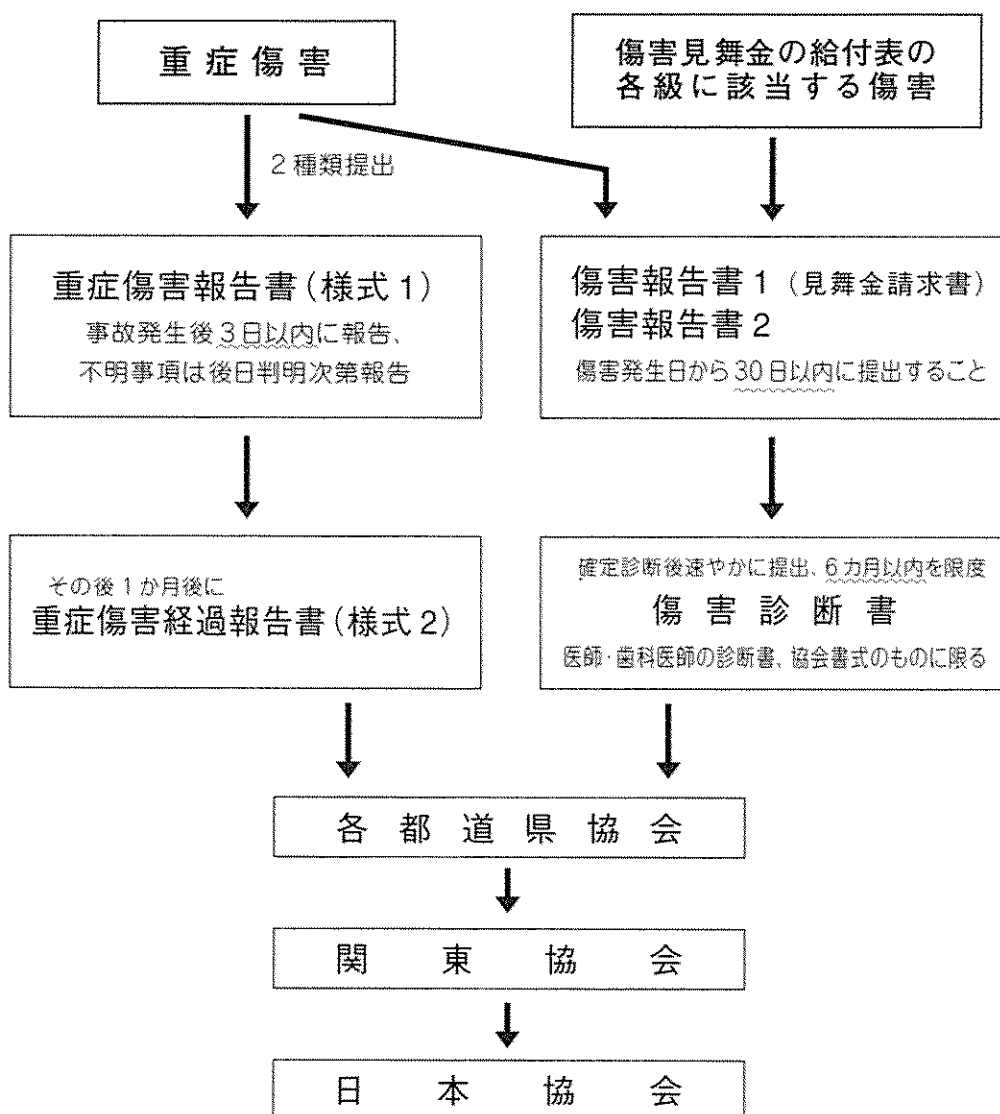
試合もしくは練習中に重症傷害事故が発生した場合、各チームは次の手順で重症傷害報告を所属都道府県協会に提出しなければならない。

- ①所属都道府県協会に、ただちに電話で連絡。
- ②重症傷害報告書 様式(1)を事故後3日以内に提出。
 - * 死亡の場合には、「死亡診断書」を添付すること
 - * 不明事項は、後日判明次第報告すること。

上記、重症傷害報告書 様式(1)を提出した場合、手術の経過、病状、その後の経過等を一ヶ月おきに定期的に報告すること。

- ①重症傷害経過報告書 様式(2)を提出。
 - * 死亡に至った場合には、「死亡診断書」を添付すること。
 - * 事故発生後一ヶ月ごとに提出すること。

(下図のフローチャート参照)



傷害報告書式一覧